

## 白河市ライフ&ビジネスパーク地区計画区域内建築物の制限に関する条例

### ビジネスパークⅠ及びⅡ地区内に建築してはならない建築物

- 1 住宅
- 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
- 3 共同住宅
- 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 5 公衆浴場
- 6 ゴルフ練習場、バッティング練習場
- 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 8 カラオケボックスその他これらに類するもの
- 9 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- 10 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 11 店舗、飲食店、展示場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
- 12 建築基準法 別表第2（り）項第3号に掲げるもの
- 13 建築基準法 別表第2（り）項第4号に掲げるもの